



あたごふれあい人権文化センターだより 2023年12月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

「誰か」のことじゃない

人権週間 12月4日～10日

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。この人権週間をきっかけに人権について考えてみましょう。

20世紀に起きた二つの世界大戦では、多くの人命が奪われ、人権が踏みにじられるような出来事も多く発生しました。こうした悲劇を二度と繰り返してはならないという反省から、1945(昭和20)年、国際連合(国連)が設立されました。

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

<世界人権宣言>

この宣言は、前文と30条の条文から成り立っています。最も多くの言語に訳された文書で、これまでに500以上の世界各地の多様な言語に翻訳されています。今回は、詩人の谷川俊太郎さんとアムネスティ・インターナショナル日本がわかりやすい日本語に訳したもののから抜粋した条文を紹介します。

第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。

第6条 みんな人権をもっている

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

(裏面につづく)



差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440



第7条 法律は平等だ

法律はすべての人に平等でなければなりません。法律は差別をみとめてはなりません。

第8条 泣き寝入りはしない

わたしたちはみな、法律で守られている基本的な権利を、国によって奪われたら、裁判を起こし、その権利をとりもどすことができます。

第12条 ないしょの話

自分の暮らしや家族、手紙や秘密をかってにあばかれ、名誉や評判を傷つけられることはあってはなりません。そういう時は、法律によって守られます。

第13条 どこにでも住める

わたしたちはみな、いまいる国のどこへでも行けるし、どこにでも住めます。別の国にも行けるし、また自分の国にもどることも自由にできます。

第16条 ふたりで決める

おとなになったら、だれとでも好きな人と結婚し、家庭がもてます。結婚も、家庭生活も、離婚もだれにも口出しされずに、当人同士が決めることです。家族は社会と国によって、守られます。

第18条 考えるのは自由

人には、自分で自由に考える権利があります。この権利には、考えを変える自由や、ひとりで、またほかの人といっしょに考えをひろめる自由もふくまれます。

第19条 言いたい、知りたい、伝えたい

わたしたちには、自由に意見を言う権利があります。だれもその邪魔をすることはできません。人はみな、国をこえて、本、新聞、ラジオ、テレビなどを通じて、情報や意見を交換することができます。

第21条 選ぶのはわたし

わたしたちはみな、直接にまたは、代表を選んで自分の国の政治に参加できます。また、だれでもその国の公務員になる権利があります。みんなの考えがはっきり反映されるように、選挙は定期的に、たたく平等に行なわれなければなりません。その投票の秘密は守られます。

第22条 人間らしく生きる

人には、困った時に国から助けを受ける権利があります。また、人にはその国の力に応じて、豊かに生きていく権利があります。

第26条 勉強したい？

だれにでも、教育を受ける権利があります。小、中学校はただで、だれもが行けます。大きくなったら、高校や専門学校、大学で好きなことを勉強できます。教育は人がその能力をのばすこと、そして人としての権利と自由を大切にすることを目的とします。人はまた教育を通じて、世界中の人とともに平和に生きることを学ばなければなりません。

第29条 権利と身勝手は違う

わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作る為の義務を負っています。自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時にのみ、制限されます。

第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです

(法務省・国連広報センターホームページ参照)



12月のあたごふれあいサロ

日 時： 12月26日(火) 13:30～

内 容： 正月用門松づくり

参加費： 1,000円程度

準備するもの：軍手、移植ゴテ

※参加される方は、12月8日(金)までに、

あたごふれあい人権文化センター(☎28-5440)へお申し込みください。



(作品例)

※当日の作品とは異なります。



* 年末年始の休館について *

12月29日(金)～1月3日(水)まで休館いたします。

1月4日(木)から平常どおり9時より開館いたします。